

競争契約における一者応札・応募についての改善方策

1 調達予定情報の提供と早期の執行

競争加入者が入札等に参加するための十分な準備期間を確保できるよう、調達予定情報をホームページにて公表する。また、公告期間等の確保だけでなく、十分な履行期間を確保するためにも早期の執行に努める。

2 詳細な調達情報の提供

公告等には詳細な仕様内容が明示されていないため調達情報サイトに仕様書等（PDF版）を添付し、公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。

3 十分な公告等期間の確保

現在、公告等の期間は、企画競争方式も含め国と同じ原則10日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）としており、適切な期間を確保している。しかしながら、より競争性を確保するための措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、原則として20日以上の公告等の期間を確保することとする。